

## 農業者開設の市民農園

市では、農業者が開設する市民農園の開設を支援しています。現在、市内には9園の農業者が開設する市民農園があり、新たに1園

農園名・所在地	申込先・園主名・電話	総区画数	募集区画数
LOCAL FARM 新規 田無南 *1 向台町5-5	(株)ファクティブ 0422-66-2774 info-farm@factive.jp	119	119
かとうLOHAS / ベジタブル・ベース 北町5-9	〒202-0003北町6-1-18 加藤隆司 090-1250-7633	22	4
貸し農園ユルハタ 芝久保町3-16	〒188-0014芝久保町3-16-4 小林凌 090-7838-3210 kobavege-farm@gmail.com	92	25
ベジっ子ファーム北町 北町2-2	〒202-0003 北町1-1-25 蓮見一夫 090-2620-8238	34	若干
楽農塾 *2 住吉町1-19	〒202-0005 住吉町3-3-2 保谷隆司 080-3382-3548	34	0
ひらい農園 向台町2-13	〒202-0023新町3-1-9 平井金二 090-6160-4553	50	若干
貸家庭菜園『手ぶら畠』 向台町1-2	〒188-0012南町3-18-14 矢ヶ崎宏行 teburabatake@gmail.com	80	30
向台4丁目農園 *2 向台町4-18	〒188-0014芝久保町1-13-10 田無向ヶ丘幼稚園 遠藤源太郎 042-463-5492 mukougaoka@mukougaoka.jp 担当者:遠藤	50	0
コミュニティファーム 北町6-6 *2	〒202-0003北町6-1-24 青木隆夫 090-9852-8364 FAX042-422-6020	5	0
石井園 北原町3-3 *2	〒188-0003 北原町3-3-62 石井龍太郎	17	0

\*1 5月開設予定。申込多数は抽選 \*2 募集なし

## 他機関からのお知らせ

※申マークがないものは、当日、直接会場へ

「もしも家族が認知症になつたらどうしたらいい?」  
最初の一歩、お手伝いします!

□認知症の介護教室 風のカフェ  
「認知症かな」と思つたら~知っておきたい相談先と対応方法~  
時 2月21日(土)午後2時~3時30分  
場 J:COMコール田無 対20~40代  
ぐらいの方  
申 電話またはメールで問へ  
問 山田病院認知症疾患医療センター  
042-462-0622  
center@yamada-hosp.or.jp

### 3月の薬湯~紅花の湯~

□効能 アレルギー・美容  
時 3月1日(日)  
※小学生以下は入浴無料(保護者同伴)  
場 庚申湯・ゆパウザひばり  
問 西東京市公衆浴場組合 庚申湯  
042-465-0261

### いこいの森 防災月間2026防災クイズラリー

時 3月7日(土)・8日(日)午前9時~午後3時(景品交換は午後5時まで)  
場 西東京いこいの森公園(雨天は屋内)  
内 市民の防災意識を高める防災クイズラリー  
申 電話または直接問へ  
問 西東京いこいの森公園パークセンター  
042-467-2391

### 肝臓病教室「知っておきたい肝臓と薬の関係」

肝硬変の薬物療法を中心に、日常で役立つ薬の豆知識などを紹介します。  
時 3月11日(水)午後2時30分~4時  
場 武蔵野赤十字病院 定100人(申込順)  
講 萩元敦也さん(薬剤師) ※オンライン参加可  
申 前日までに、問へ電話またはHPから  
問 武蔵野赤十字病院肝疾患相談センター  
0422-32-3135(平日午前9時30分~午後4時)

### 西東京市でまちあわせ vol.8 参加者募集!

西東京市でまちあわせは「この街で何かをはじめたい、つながりをつくりたい」人たちの背中を押す交流の場です。第一部はこの街で活躍している方をお迎えして実体験を語ってもらう講演会。第二部は交流会。乾杯から始まる新しい出会いで、この街がもっとワクワクします!  
時 2月26日(木)午後7時~9時30分  
(開場:6時30分) 場 ONE FOR ALL 西東京 定28人 ￥2,500円(軽食+飲み放題付)  
申 2月20日(金)までに、申込フォーム(<https://forms.gle/fMoTsxSZ4UR62Szg7>)から  
問 西東京商工会青年部西まち実行委員会  
machiawase@nishitokyo.city

## 暮らしの中の消費 Q&A

### Q 「引っ越しの際の破損・紛失トラブル」

引っ越し中に作業員がテレビを落させ液晶画面が壊れた。テレビは4年前に購入したもので、事業者は賠償すると言い、修理を提案されたが新品と交換してほしい。

A 引越し事業者の多くは、国が定めた標準引越運送約款を用いています。この約款では、荷物の破損について事業者に落ち度がないことを証明できない場合、賠償責任を負うとされ、その対応は基本的に修理か代替品の提供となります。賠償額は時価相当額となり、一般的に購入時からの減価償却を考慮され、年数に応じて安くなります。新品の調達や新品価格の賠償ではありませんので注意が必要です。事業者から賠償額が提示されたら根拠を求め、十分に話し合いましょう。

なお、破損や紛失があった場合、引き渡し後3カ月を過ぎると事業者の責任が消滅するので、すぐに荷物を確認しましょう。

▶消費者センター 042-462-1100

## のびのび 子育マ

### 認可外保育施設等に通う子どもの幼児教育・保育無償化に伴う手続

#### 無償化の対象となる認可外保育施設等とは

認可外保育施設、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などで、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。※詳細は市HPへ

#### 認可外保育施設に子どもが通っている方へ

幼児教育・保育の無償化に係る給付費(償還払い方式\*)を受け取るには、請求手続が必要です。

\*保護者は利用料などを施設へ全額支払い、後から市が保護者へ給付費を支払う方式

対象施設に支払った保育料・利用料などに対する「子育てのための施設等利用給付」を受けるには、請求手続が必要です(利用前に給付認定を受けている方が対象)。請求方法は利用先により異なります。

※詳細は市HPへ ※次回の給付は、令和7年度10~3月分(後期分)を令和8年5月下旬に給付する予定です。

▶幼児教育・保育課 042-497-4926

#### 4月から、認可外保育施設等に子どもを通わせる方へ

無償化制度の対象となる認可外保育施設等を利用する方の中で、要件(下表)に該当する方は「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることで、無償化給付を受け取ることができます。必ず、施設の利用前に手続を行ってください。

#### □無償化の対象と要件

クラス年齢	要件	月額上限
0~2歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新3号認定) ●住民税非課税世帯	4万2,000円
3~5歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新2号認定)	3万7,000円

□手続 申請書・就労証明書など、保育の必要性の書類を幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)へ提出 ※詳細は市HPへ

□締切日 2月27日(金)

※就労証明書などの時間がかかる場合は申請書を先に提出してください。

▶幼児教育・保育課 042-460-9842



市HP

### 母子手帳交付・たまご面接が予約制となりました

医療機関で妊娠の診断(胎児心拍の確認)を受けた方は、申込フォームから事前予約のうえご来所ください。

申込所予約は申込フォームから

▶子ども家庭課 042-438-4037



申込フォーム